第73回及び第74回運営委員会の報告

第73回及び第74回運営委員会について

第73回運営委員会（平成28年1月29日）

【議題】

1. 健康保険の平成28年度都道府県単位保険料率について【付議事項】
2. 定款変更について【付議事項】
3. 平成28年度事業計画（案）について
4. その他

- 1月29日に厚生労働大臣に対し、都道府県単位保険料率の変更および定款変更の認可申請
- 2月8日付で、厚生労働大臣の認可

第74回運営委員会（平成28年3月18日）

【議題】

1. 平成28年度の事業計画及び予算（案）について【付議事項】
2. 平成28年度の運営委員会の主な議題･スケジュールについて
3. その他

- 3月31日付で、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可（参考資料②）

平成28年度　都道府県単位保険料率の決定について

平成28年度都道府県単位保険料率（平成28年3月分（任意継続保険料は4月分）保険料から適用）

都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	都道府県	平成27年度	平成28年度	増減
北海道	10.14%	10.15%	0.01%	石川県	9.99%	9.99%	0.00%	岡山県	10.09%	10.10%	0.01%
青森県	9.98%	9.97%	-0.01%	福井県	9.93%	9.93%	0.00%	広島県	10.03%	10.04%	0.01%
岩手県	9.97%	9.93%	-0.04%	山梨県	9.96%	10.00%	0.04%	山口県	10.10%	10.13%	0.03%
宮城県	9.96%	9.96%	0.00%	長野県	9.91%	9.88%	-0.03%	徳島県	10.10%	10.18%	0.08%
秋田県	10.06%	10.11%	0.05%	岐阜県	9.98%	9.93%	-0.05%	香川県	10.11%	10.15%	0.04%
山形県	9.97%	10.00%	0.03%	静岡県	9.92%	9.89%	-0.03%	愛媛県	10.03%	10.03%	0.00%
福島県	9.92%	9.90%	-0.02%	愛知県	9.97%	9.97%	0.00%	高知県	10.05%	10.10%	0.05%
茨城県	9.92%	9.92%	0.00%	三重県	9.94%	9.93%	-0.01%	**福岡県**	**10.09%**	**10.10%**	**0.01%**
栃木県	9.95%	9.94%	-0.01%	滋賀県	9.94%	9.99%	0.05%	**佐賀県**	**10.21%**	**10.33%**	**0.12%**
群馬県	9.92%	9.94%	0.02%	京都府	10.02%	10.00%	-0.02%	長崎県	10.07%	10.12%	0.05%
埼玉県	9.93%	9.91%	-0.02%	大阪府	10.04%	10.07%	0.03%	熊本県	10.09%	10.10%	0.01%
千葉県	9.97%	9.93%	-0.04%	兵庫県	10.04%	10.07%	0.03%	大分県	10.03%	10.04%	0.01%
東京都	9.97%	9.96%	-0.01%	奈良県	9.98%	9.97%	-0.01%	宮崎県	9.98%	9.95%	-0.03%
神奈川県	9.98%	9.97%	-0.01%	和歌山県	9.97%	10.00%	0.03%	鹿児島県	10.02%	10.06%	0.04%
新潟県	9.86%	**9.79%**	**-0.07%**	鳥取県	9.96%	9.96%	0.00%	**沖縄県**	9.96%	9.87%	**-0.09%**
富山県	9.91%	9.83%	-0.08%	島根県	10.06%	10.09%	0.03%				

- 平成28年度の激変緩和率は4.4/10となった。
- 最も都道府県単位保険料率が高いのは佐賀支部の10.33%、最も低いのは新潟支部の9.79%であった。
- 平成27年度と比較して最も都道府県単位保険料率が上昇したのは佐賀支部の0.12%増、最も下降したのは沖縄支部の0.09%減。
- 平成28年度の福岡支部の都道府県単位保険料率は前年比0.01%増の10.10%となった。

全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款中別表2、別表5及び別表6を次のように変更する。変更後の別表2、別表5及び別表6は平成28年3月1日（健康保険の任意継続被保険者及び船員保険の疾病任意継続被保険者にあっては同年4月1日）から適用する。

別表2（第37条及び第39条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	10.15%	3.67%	6.48%
青森県	9.97%	3.67%	6.30%
岩手県	9.93%	3.67%	6.26%
宮城県	9.96%	3.67%	6.29%
秋田県	10.11%	3.67%	6.44%
山形県	10.00%	3.67%	6.33%
福島県	9.90%	3.67%	6.23%
茨城県	9.92%	3.67%	6.25%
栃木県	9.94%	3.67%	6.27%
群馬県	9.94%	3.67%	6.27%
埼玉県	9.91%	3.67%	6.24%
千葉県	9.93%	3.67%	6.26%
東京都	9.96%	3.67%	6.29%
神奈川県	9.97%	3.67%	6.30%
新潟県	9.79%	3.67%	6.12%
富山県	9.83%	3.67%	6.16%
石川県	9.99%	3.67%	6.32%
福井県	9.93%	3.67%	6.26%
山梨県	10.00%	3.67%	6.33%
長野県	9.88%	3.67%	6.21%
岐阜県	9.93%	3.67%	6.26%
静岡県	9.89%	3.67%	6.22%
愛知県	9.97%	3.67%	6.30%

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
三重県	9.93%	3.67%	6.26%
滋賀県	9.99%	3.67%	6.32%
京都府	10.00%	3.67%	6.33%
大阪府	10.07%	3.67%	6.40%
兵庫県	10.07%	3.67%	6.40%
奈良県	9.97%	3.67%	6.30%
和歌山県	10.00%	3.67%	6.33%
鳥取県	9.96%	3.67%	6.29%
島根県	10.09%	3.67%	6.42%
岡山県	10.10%	3.67%	6.43%
広島県	10.04%	3.67%	6.37%
山口県	10.13%	3.67%	6.46%
徳島県	10.18%	3.67%	6.51%
香川県	10.15%	3.67%	6.48%
愛媛県	10.03%	3.67%	6.36%
高知県	10.10%	3.67%	6.43%
福岡県	10.10%	3.67%	6.43%
佐賀県	10.33%	3.67%	6.66%
長崎県	10.12%	3.67%	6.45%
熊本県	10.10%	3.67%	6.43%
大分県	10.04%	3.67%	6.37%
宮崎県	9.95%	3.67%	6.28%
鹿児島県	10.06%	3.67%	6.39%
沖縄県	9.87%	3.67%	6.20%

別表5（第52条及び第54条関係）

	一般保険料率	疾病保険料率	特定保険料率	基本保険料率	災害保健福祉保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	2.84%	6.76%	1.05%
疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	2.84%	6.76%	0.33%
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	―	―	―	0.88%
独立行政法人等職員被保険者	0.33%	―	―	―	0.33%

※　疾病保険料率について、船員保険法附則第9条第1項の規定に基づき、平成28年3月分から平成29年2月分まで（特定任意継続被保険者にあっては、平成28年4月分から平成29年3月分まで）の間、0.50%を控除するものとする。この場合において、別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替えるものとする。

別表6（第55条関係）

介護保険料率
1.68%

平成28年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率（特定保険料率）と、加入者の給付費等に充てられる保険料率（基本保険料率）の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

・ 特定保険料率 ＝ $\dfrac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額 － 国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$

・ 基本保険料率 ＝ 都道府県単位保険料率 － 特定保険料率

	現　行	平成28年3月賦課分～ （平成28年4月納付分～）
	9．86 ～ 10．21%	9．79 ～ 10．33%
特定保険料率	3．83%	3．67%
基本保険料率	6．03～6．38%	6．12～6．66%

※任意継続被保険者にあっては、平成28年4月分～

平成28年度日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額（日額）は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

保険料額（日額）＝標準賃金日額×（平均保険料率＋介護保険料率）×（１＋０．３１）　※健康保険法第168条

○平均保険料率及び介護保険料率は現行から変更ないため、日雇特例被保険者に係る保険料額は現行から変更されないこととなる。

（1）　介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額　（平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.58%により算定）

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	440円	170円	270円
第２級	650円	250円	400円
第３級	860円	330円	530円
第４級	1,090円	415円	675円
第５級	1,320円	505円	815円
第６級	1,620円	620円	1,000円
第７級	2,000円	765円	1,235円
第８級	2,380円	910円	1,470円
第９級	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	3,220円	1,230円	1,990円
第11級	3,740円	1,430円	2,310円

（2）　（1）に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10．00%により算定）

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	390円	150円	240円
第２級	570円	220円	350円
第３級	740円	285円	455円
第４級	940円	360円	580円
第５級	1,140円	435円	705円
第６級	1,400円	535円	865円
第７級	1,730円	660円	1,070円
第８級	2,050円	785円	1,265円
第９級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

（注）保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、０．５:０．８1となっている。

≪日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて≫

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、消印するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。（日雇特例被保険者は、平成27年9月現在、約1．3万人）

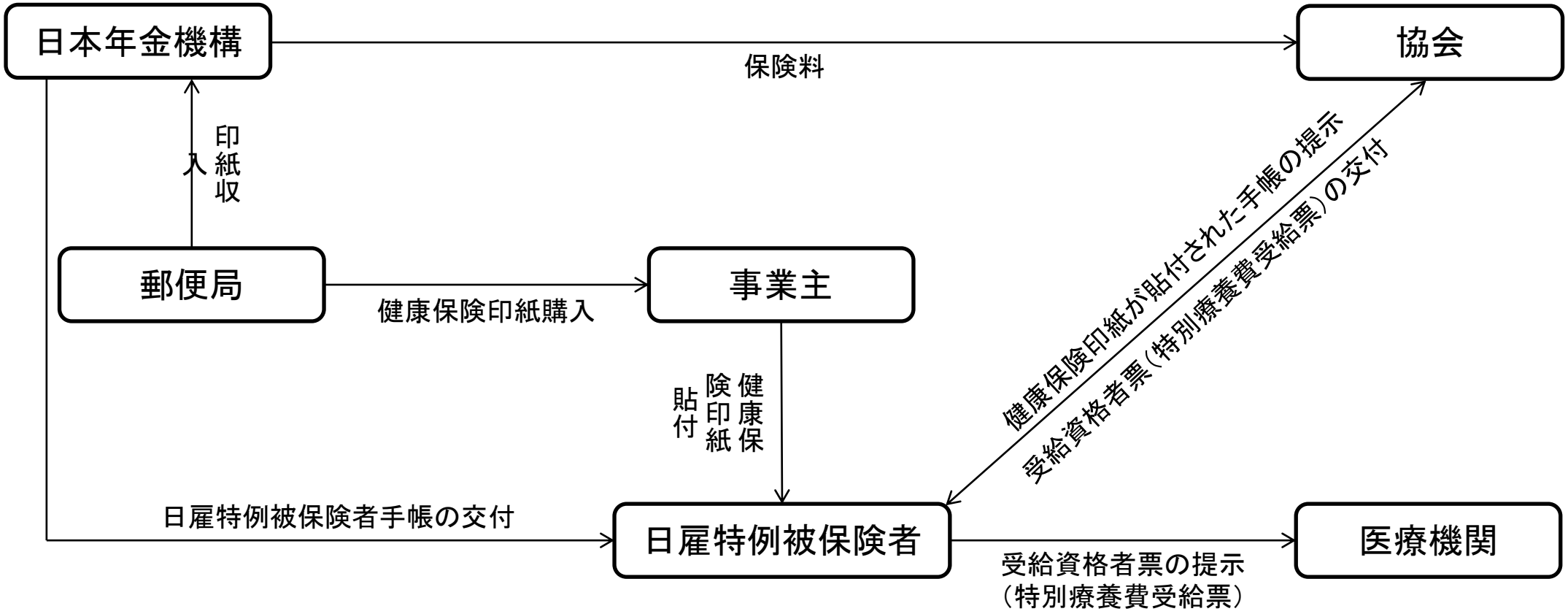

【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。（ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付）

平成28年度運営委員会の主な議題・スケジュール（案）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会の開催				○	● 27'決算		○	○	○	○ 29'料率セット	●		●
議題等	27年度決算・事業報告				○								
	29年度保険料率						↔	↔	↔	↔	↔		
	29年度事業計画							↔	↔	↔	↔	↔	↔
	29年度予算									↔	↔	↔	↔
	インセンティブ制度の検討 ※1			↔	↔	↔	↔						
	アクションプランのアウトカム指標			↔	↔								
	事業の進展状況 ※2			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
政府・国の動き					概算要求					予算編成			
		通常国会 →											
		各種審議会：医療保険部会（医療保険制度の見直し）、介護保険部会（介護保険制度の見直し）等											
											医療介護総合確保方針改定		
											医療計画基本方針		
		地域医療構想の策定 →											

※1. 今後、政府の検討状況等を踏まえて検討
※2. 事業の進展状況等を踏まえて随時報告

平成28年度福岡支部評議会スケジュール（案）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
評議会予定	第1回 評議会 5/23		第2回 評議会 7/			第3回 評議会 （予定）	（予備）	第4回 評議会 （予定）	第5回 評議会 （予定）		（予備）
運営委員会予定		6/21	7/26 決算 事業報告		平成29年度保険料率 平成29年度事業計画・予算案 について集中的に議論						
		インセンティブ制度の検討　等									
その他			協会決算 国予算 概算要求			10月末 評議員 任期満了	国予算 編成	平成29年度 料率決定			